

## もとぶ再発見魅力発信事業(マリンレジャー体験)登録事業者募集要項

### (目的)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるマリンレジャー業者の経済的影響を下支えするため、町民向けマリンレジャー体験券を発行し、本部町の魅力を再発見及び発信していく事業、もとぶ再発見魅力発信事業マリンレジャー体験実施要綱(以下、「要綱」という。)に定めるもののほか、マリンレジャー事業者の登録及び換金等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マリンレジャー事業者 町内においてマリンレジャー事業を営む法人または個人をいう。
- (2) 特定取引 マリンレジャー体験券によって決済されるサービスの取引をいう。

### (マリンレジャー事業者の要件)

第3条 マリンレジャー事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本部町暴力団排除条例(平成23年条例第15号)第2条第1号及び第2号の規定する者でないこと。かつ、暴力団関係者、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他の暴力団又は応力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。
- (2) 本要項に定める事項を遵守するマリンレジャー事業者であること。
- (3) 本部町内に事業所を有する事業者であること。
- (4) 沖縄県公安委員会に海域レジャー事業届出書を受理されている事業者であること。

### (登録事業者の申請)

第4条 特定取引の登録を希望するマリンレジャー事業者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) もとぶ再発見魅力発信事業登録事業者認定申請書兼誓約書(様式第1号)
- (2) 前号に記載した預金口座の預金通帳の写し
- (3) 沖縄県公安委員会の受理番号が記載された海域レジャー事業届出書の写し

2 登録事業者の申請期間は、本要項の施行日より令和2年11月30日までの間とする。

### (登録事業者の認定)

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、登録事業者として認定する。

(変更の報告)

第6条 登録事業者の承認を受けたマリンレジャー事業者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(マリンレジャー体験券の換金手続等)

第7条 第5条により認定を受けた登録事業者がマリンレジャー体験券の換金を請求するときは、本部町総務課にて次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) マリンレジャー体験券換金請求書(要綱様式第3号)
- (2) マリンレジャー体験券

2 登録事業者は令和3年1月31日までに換金の請求を行わなければならない。

(マリンレジャー体験券の使用範囲等)

第8条 マリンレジャー体験券は、マリンレジャー事業者が提供するマリンレジャーサービスの決裁にのみ使用することができる。

2 マリンレジャー体験券の使用期間は、令和2年9月1日から令和2年11月30日までの間とする。

(登録事業者の遵守事項)

第9条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マリンレジャー体験券の使用を特段の事情が無く拒んではならないこと。
- (2) マリンレジャー体験券の交換・譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) マリンレジャー体験券の偽造等により不正使用の疑いがあるときは、マリンレジャー体験券の使用を拒否するとともに、速やかに町に報告すること。
- (4) マリンレジャー体験券の使用を見込んで、通常より高価格を設定しないこと。
- (5) マリンレジャー体験券の使用に際し、苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止における適切な感染防止対策を講じること。
- (7) マリンレジャー体験券の取扱に関し、町から改善要請などがあった場合、当該要請に従うこと。
- (8) 町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- (9) 登録事業者の情報(事業者名・所在地・電話番号等)を町広報誌やホームページ等へ掲載することに同意すること。

(10) マリンレジャー体験券を利用してのマリンレジャー予約について、予約キャンセルとなった場合、いかなる理由でもキャンセル料は徴収しないこと。

(認定の取消し)

第10条 町長は、申請内容に虚偽の事実があったときは又は本募集要項の規定に違反したときは、登録事業者の認定を取消することができる。

2 町長は、前号の規定により登録事業者の認定を取消した場合においては、要綱第13条第1項に基づき既に支払われた金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。